

特別口座を開設する口座管理機関等の公告

平成 20 年 10 月 31 日

株主・質権者の皆様へ

川崎市中原区荻宿 335 番地
帝国通信工業株式会社
代表取締役社長 相原 進

当社は、当社が発行する普通株式について、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）が、「社債、株式等の振替に関する法律」（平成 13 年法律第 75 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、その振替業において「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号）（以下、「決済合理化法」といいます。）附則第 1 条に規定する施行日から取り扱うことについて同意いたしました。

つきましては、決済合理化法附則第 8 条第 1 項に基づき、下記の通り、公告いたします。

記

1. 当社は、決済合理化法の施行日における、同法附則第 8 条第 1 項第 1 号に定める通知対象株主等について、同法の施行後、機構に対し同法附則第 8 条第 5 項の通知をいたします。
2. 特別口座を開設する口座管理機関は以下のとおりです。
東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
三菱UFJ信託銀行株式会社

以上